

船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市歯科診療所（以下「診療所」という。）の管理運営について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるにあたり、船橋市歯科診療所条例（平成26年船橋市条例第49号）第9条の趣旨に基づき、公平かつ適正に選定するため、船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、指定管理者候補者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 診療所の指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること。
- (2) 指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価及び指定管理者候補者の選定に関すること。
- (3) その他指定管理者候補者を選定するに当たり市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者等及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員が指定管理者に応募した法人その他の団体について、当該団体の代表その他意思決定に参画する立場又は重要な経営方針等について知りうる立場にある等利害関係を有するときは、委員の職を失う。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の開催等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条の定めるところによる。

(災害補償)

第6条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康部健康政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(廃止)

第9条 この要綱は、第2条に規定する報告をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。